| | | |
|---|---|---|
| | ⑤　法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続の履行に当たって必要に応じた支援 | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ホに定める事項を適宜の方法で実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| | ⑥　本邦での生活に必要な日本語学習の機会の提供 | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ヘに定める事項を適宜の方法で実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| | ⑦　支援対象外国人から職業生活，日常生活又は社会生活に関し相談等の申出を受けたときに遅滞なく当該相談等に適切に対応することのほか，当該外国人への助言等必要な措置 | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号トに定める事項を実施<br>□　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| | ⑧　支援対象外国人と日本人との交流の促進に係る支援 | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号チに定める事項を適宜の方法で実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| | ⑨　支援対象外国人が責めに帰すべき事由によらず特定技能雇用契約を解除される場合には，他の機関との特定技能雇用契約に基づいて在留資格「特定技能１号」の活動を行うことができるようにするための支援 | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号リに定める事項を適宜の方法で実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |
| | ⑩　支援責任者又は支援担当者による支援対象外国人及びその監督者との定期的な面談の実施並びに労働基準法等の法令違反等の問題の発生を知ったときの関係行政機関への通報 | □　特定技能基準省令第３条第１項第１号ヌに定める事項を実施<br>□　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により面談を実施<br>□　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入）<br>〔　　〕 |

（注意）
1　登録の申請をするときは，表題中「登録支援機関登録の更新申請書」の文字及び上方２の全文を抹消すること。
2　登録の更新の申請をするときは，表題中「登録支援機関登録申請書」の文字及び上方１の全文を抹消すること。
3　上表中「特定技能基準省令」とは，「特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第５号）」をいう。
4　１①欄は，法人の場合には登記上の名称を記載し，また，個人事業主の場合には氏名を記載した上，括弧書きで屋号等を記載すること。
5　２②欄は，複数の事務所があるときには，「別紙のとおり」と記載し，別紙を添付することとして差し支えない。
6　３の「内容及び実施方法」欄は，実施するときには，チェックマークを付すこと。